



宮 崎 県 公 報

平成26年 3 月26日 (水曜日) 号外 第 11 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 1	頁
○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 11	

○公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 23	
○宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例…………… (“) 23	
○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 24	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第28号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費税率の引上げに伴い、入港料等について所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 都市公園条例の一部を改正する条例 (条例第29号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費税率の引上げに伴い、使用料について所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県電気事業の基金の種類並びに積立て及び取崩しに関して、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例 (条例第31号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の利用料金の上限額に関して、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費税率の引上げに伴い、料金等について所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第8条の2、第10条関係）					別表第1（第8条の2、第10条関係）						
1 入港料					1 入港料						
単	位	金 額		摘要	単	位	金 額		摘要		
		外航船舶	外航船舶以外の船舶				外航船舶	外航船舶以外の船舶			
総トン数1トンにつき		[略]	<u>1円19銭</u>		総トン数1トンにつき		[略]	<u>1円22銭</u>			
2 施設使用料					2 施設使用料						
施設の種別	単	位	金 額		摘要	施設の種別	単	位	金 額		摘要
			外航船舶	外航船舶以外の船舶					外航船舶	外航船舶以外の船舶	
係留施設	棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	<u>1円19銭</u>	[略]	係留施設	棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき	[略]	<u>1円22銭</u>	[略]
		積卸貨物通過1トンにつき	[略]	<u>59円40銭</u> 以内で規則で定める額	[略]			積卸貨物通過1トンにつき	[略]	<u>61円10銭</u> 以内で規則で定める額	[略]
		旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	<u>2円37銭</u>	[略]			旅客通過 12歳以上1人につき	[略]	<u>2円44銭</u>	[略]
		6歳以上12歳未満1人につき	[略]	<u>1円19銭</u>	[略]			6歳以上12歳未満1人につき	[略]	<u>1円22銭</u>	[略]
[略]					[略]						

宮 崎 県 公 報

平成 26 年 3 月 26 日 (水曜日) 号外 第 11 号

係船 浮標	24時間ごとに総トン数				係船 浮標	24時間ごとに総トン数			
	1,000トン未満	[略]	<u>1,880円</u>			1,000トン未満	[略]	<u>1,935円</u>	
	1,000トン以上	[略]	<u>2,625円</u>			1,000トン以上	[略]	<u>2,700円</u>	
	3,000トン未満					3,000トン未満			
	3,000トン以上	[略]	<u>4,130円</u>			3,000トン以上	[略]	<u>4,250円</u>	
	5,000トン未満					5,000トン未満			
	5,000トン以上	[略]	<u>5,750円</u>			5,000トン以上	[略]	<u>5,915円</u>	
浮棧 橋	県内の者 専用使用の場合			[略]	浮棧 橋	県内の者 専用使用の場合			[略]
	1月につき					1月につき			
	長さ5メートル未満の船舶		<u>15,220円</u>			長さ5メートル未満の船舶		<u>15,655円</u>	
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>17,120円</u>			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>17,615円</u>	
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶		<u>19,025円</u>			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶		<u>19,570円</u>	
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶		<u>22,830円</u>			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶		<u>23,485円</u>	
	長さ11メートル以上の船舶	22,830円に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>1,900円</u> を加算した額				長さ11メートル以上の船舶	23,485円に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>1,955円</u> を加算した額		
	一般使用の場合					一般使用の場合			
	24時間につき					24時間につき			
	長さ5メートル未満の船舶		<u>1,520円</u>			長さ5メートル未満の船舶		<u>1,565円</u>	
	長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>1,710円</u>			長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>1,760円</u>	
	長さ7メートル以上9メートル未満の船舶		<u>1,900円</u>			長さ7メートル以上9メートル未満の船舶		<u>1,955円</u>	
	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶		<u>2,285円</u>			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶		<u>2,350円</u>	
長さ11メートル以上の船舶	2,285円に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>190円</u> を加算した額			長さ11メートル以上の船舶	2,350円に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>195円</u> を加算した額				
県外の者 専用使用の場合				県外の者 専用使用の場合					
1月につき				1月につき					
長さ5メートル未満の船舶		<u>20,550円</u>		長さ5メートル未満の船舶		<u>21,135円</u>			
長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>23,115円</u>		長さ5メートル以上7メートル未満の船舶		<u>23,780円</u>			
長さ7メートル		<u>25,685円</u>		長さ7メートル		<u>26,420円</u>			

	<p>以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶</p> <p>一般使用の場合 24 時間につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶</p>	<p>30,820円</p> <p>30,820円に11メートルを超える長さ1メートルごとに 2,565円を加算した額</p> <p>2,055円</p> <p>2,310円</p> <p>2,570円</p> <p>3,080円</p> <p>3,080円に11メートルを超える長さ1メートルごとに 255円を加算した額</p>									
	<p>以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶</p> <p>一般使用の場合 24 時間につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶</p>	<p>31,705円</p> <p>31,705円に11メートルを超える長さ1メートルごとに 2,640円を加算した額</p> <p>2,115円</p> <p>2,380円</p> <p>2,640円</p> <p>3,170円</p> <p>3,170円に11メートルを超える長さ1メートルごとに 265円を加算した額</p>									
可動橋	総トン数 1 トンにつき	[略]	2 円 91 銭								
ひき船	<p>ひき船作業 基本料金 使用時間 30 分につき</p> <p>総トン数 3,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 5,000 トン以上 8,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 8,000 トン以上 1 万 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 1 万 トン以上 1 万 5,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 1 万 5,000 トン以上 2 万 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 2 万 トン以上 3 万 トン未満の船舶</p>	<p>[略]</p> <p>33,780円</p> <p>47,455円</p> <p>57,280円</p> <p>66,435円</p> <p>76,150円</p> <p>90,390円</p> <p>95,020円</p>	[略]								
ひき船	<p>ひき船作業 基本料金 使用時間 30 分につき</p> <p>総トン数 3,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 5,000 トン以上 8,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 8,000 トン以上 1 万 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 1 万 トン以上 1 万 5,000 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 1 万 5,000 トン以上 2 万 トン未満の船舶</p> <p>総トン数 2 万 トン以上 3 万 トン未満の船舶</p>	<p>[略]</p> <p>34,745円</p> <p>48,810円</p> <p>58,920円</p> <p>68,330円</p> <p>78,325円</p> <p>92,970円</p> <p>97,735円</p>	[略]								

	総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶 総トン数4万トン以上の船舶 [略]	[略]	<u>104,510円</u>			総トン数3万トン以上4万トン未満の船舶 総トン数4万トン以上の船舶 [略]	[略]	<u>107,495円</u>		
	待機料 平日 1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき 2 午前8時から午後5時までの1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間 日曜日及び休日 1時間につき [略]	[略]	<u>16,155円</u>			待機料 平日 1 午前零時から午前8時まで及び午後5時から午後12時までの1時間につき 2 午前8時から午後5時までの1時間につき 3 1及び2にかかわらず、午前8時又は午後5時をその間に挟む1時間 日曜日及び休日 1時間につき [略]	[略]	<u>16,615円</u>		
船舶給水施設	給水量1立方メートルにつき 宮崎港船舶給水施設 延岡新港船舶給水施設	[略]	<u>365円</u>			船舶給水施設 給水量1立方メートルにつき 宮崎港船舶給水施設 延岡新港船舶給水施設	[略]	<u>380円</u>		
荷役機械	ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 2号基		<u>26,085円</u> <u>27,410円</u>			ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 2号基		<u>26,830円</u> <u>28,190円</u>		
	ジブクレーン 使用時間30分につき		<u>25,390円</u>			ジブクレーン 使用時間30分につき		<u>26,115円</u>		
上下架施設	県内の者(ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。) 上架又は下架1回につき 長さ5メートル未満の船舶 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 長さ7メートル		<u>2,090円</u> <u>2,355円</u> <u>2,615円</u>	[略]		県内の者(ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。) 上架又は下架1回につき 長さ5メートル未満の船舶 長さ5メートル以上7メートル未満の船舶 長さ7メートル		<u>2,150円</u> <u>2,420円</u> <u>2,690円</u>	[略]	

	<p>以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル <u>3,140円</u> 以上11メートル未満の船舶 長さ11メートル <u>3,140円</u>に11メートルを超える長さ 1 メートルごとに <u>260円</u>を加算した額</p> <p>県外の者 (ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。) 上架又は下架 1 回につき 長さ 5 メートル未満の船舶 <u>2,825円</u> 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 <u>3,175円</u> 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 <u>3,530円</u> 長さ 9 メートル以上11メートル未満の船舶 <u>4,235円</u> 長さ11メートル以上の船舶 <u>4,235円</u>に11メートルを超える長さ 1 メートルごとに <u>350円</u>を加算した額</p>				<p>以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル <u>3,230円</u> 以上11メートル未満の船舶 長さ11メートル <u>3,230円</u>に11メートルを超える長さ 1 メートルごとに <u>270円</u>を加算した額</p> <p>県外の者 (ボートヤードの専用使用の許可を受けた者を除く。) 上架又は下架 1 回につき 長さ 5 メートル未満の船舶 <u>2,905円</u> 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 <u>3,265円</u> 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 <u>3,630円</u> 長さ 9 メートル以上11メートル未満の船舶 <u>4,355円</u> 長さ11メートル以上の船舶 <u>4,355円</u>に11メートルを超える長さ 1 メートルごとに <u>365円</u>を加算した額</p>		
貨物上屋	<p>1 平方メートル 1 日につき 細島港 1 号及び 2 号貨物上屋 <u>16円3銭</u> 細島港 3 号貨物上屋 <u>20円54銭</u> 細島港 4 号貨物上屋 <u>23円87銭</u> 宮崎港貨物上屋 <u>19円77銭</u> 油津港 1 号貨物上屋 <u>19円39銭</u> 油津港 2 号貨物上屋 <u>25円55銭</u> 延岡新港 1 号貨物上屋 <u>19円72銭</u> 延岡新港 2 号貨物上屋 <u>25円57銭</u></p>			貨物上屋	<p>1 平方メートル 1 日につき 細島港 1 号及び 2 号貨物上屋 <u>16円49銭</u> 細島港 3 号貨物上屋 <u>21円13銭</u> 細島港 4 号貨物上屋 <u>24円56銭</u> 宮崎港貨物上屋 <u>20円34銭</u> 油津港 1 号貨物上屋 <u>19円95銭</u> 油津港 2 号貨物上屋 <u>26円28銭</u> 延岡新港 1 号貨物上屋 <u>20円29銭</u> 延岡新港 2 号貨物上屋 <u>26円31銭</u></p>		
旅客上屋	<p>1 平方メートル 1 月につき <u>1,940円</u></p>			旅客上屋	<p>1 平方メートル 1 月につき <u>1,995円</u></p>		
コンテナターミナル管理棟	<p>1 平方メートル 1 日につき <u>24円14銭</u></p>			コンテナターミナル管理棟	<p>1 平方メートル 1 日につき <u>24円84銭</u></p>		
マリナー研修室	<p>午前 <u>1,240円</u> [略] 午後 <u>2,480円</u></p>			マリナー研修室	<p>午前 <u>1,270円</u> [略] 午後 <u>2,550円</u></p>		

宮 崎 県 公 報

平成 26 年 3 月 26 日 (水曜日) 号外 第 11 号

艇庫会議室	会議室 A 午前 午後 会議室 B 午前 午後	<u>1,070円</u> <u>2,140円</u> 720円 <u>1,440円</u>	[略]	艇庫会議室	会議室 A 午前 午後 会議室 B 午前 午後	<u>1,100円</u> <u>2,200円</u> 740円 <u>1,480円</u>	[略]
[略]				[略]			
コンテナヤード	1 平方メートル 1 日につき	<u>4 円61銭</u>		コンテナヤード	1 平方メートル 1 日につき	<u>4 円75銭</u>	
公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	<u>5 円22銭以内で規則で定める額</u>		公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	<u>5 円37銭以内で規則で定める額</u>	
ボートヤード	県内の者 専用使用の場合 1 月につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶 一般使用の場合 24 時間につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶 県外の者 専用使用の場合 1 月につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶	<u>11,910円</u> <u>13,395円</u> <u>14,885円</u> <u>17,860円</u> <u>17,860円</u> に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>1,485円</u> を加算した額 <u>895円</u> <u>1,005円</u> <u>1,120円</u> <u>1,340円</u> <u>1,340円</u> に11メートルを超える長さ1メートルごとに 110円を加算した額 <u>16,075円</u> <u>18,085円</u>	[略]	ボートヤード	県内の者 専用使用の場合 1 月につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶 一般使用の場合 24 時間につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶 長さ 7 メートル以上 9 メートル未満の船舶 長さ 9 メートル以上 11 メートル未満の船舶 長さ 11 メートル以上の船舶 県外の者 専用使用の場合 1 月につき 長さ 5 メートル未満の船舶 長さ 5 メートル以上 7 メートル未満の船舶	<u>12,250円</u> <u>13,780円</u> <u>15,310円</u> <u>18,370円</u> <u>18,370円</u> に11メートルを超える長さ1メートルごとに <u>1,580円</u> を加算した額 <u>920円</u> <u>1,035円</u> <u>1,150円</u> <u>1,380円</u> <u>1,380円</u> に11メートルを超える長さ1メートルごとに 110円を加算した額 <u>16,535円</u> <u>18,605円</u>	[略]

	長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>20,095円</u> <u>24,115円</u> 24,115円に11メートル を超える長さ 1メー トルごとに <u>2,010円</u> を加 算した額			長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>20,670円</u> <u>24,805円</u> 24,805円に11メートル を超える長さ 1メー トルごとに <u>2,065円</u> を加 算した額	
	一般使用の場合 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>1,205円</u> <u>1,360円</u> <u>1,510円</u> <u>1,810円</u> 1,810円に11メートル を超える長さ 1メー トルごとに <u>150円</u> を加算 した額			一般使用の場合 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>1,240円</u> <u>1,395円</u> <u>1,550円</u> <u>1,860円</u> 1,860円に11メートル を超える長さ 1メー トルごとに <u>155円</u> を加算 した額	
メンテナ ンスヤー ド	県内の者 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>895円</u> <u>1,005円</u> <u>1,120円</u> <u>1,340円</u> 1,340円に11mを超え る長さ 1mごとに 110 円を加算した額	[略]		県内の者 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶 長さ 9メートル 以上 11メートル 未満の船舶 長さ 11メートル 以上の船舶	<u>920円</u> <u>1,035円</u> <u>1,150円</u> <u>1,380円</u> 1,380円に11メートル を超える長さ 1メー トルごとに 110円を加算 した額	[略]
	県外の者 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶	<u>1,205円</u> <u>1,360円</u> <u>1,510円</u>			県外の者 24時間につき 長さ 5メートル 未満の船舶 長さ 5メートル 以上 7メートル 未満の船舶 長さ 7メートル 以上 9メートル 未満の船舶	<u>1,240円</u> <u>1,395円</u> <u>1,550円</u>	

	長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 長さ11メートル以上の船舶	1,810円 <u>1,810円に11mを超える長さ1mごとに110円を加算した額</u>			長さ9メートル以上11メートル未満の船舶 長さ11メートル以上の船舶	1,860円 <u>1,860円に11メートルを超える長さ1メートルごとに110円を加算した額</u>			
艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇 長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇 長さ4.5メートル以上の艇 一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇 長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇 長さ4.5メートル以上の艇	[略] <u>2,220円</u> <u>2,800円</u> <u>3,440円</u> <u>220円</u> <u>280円</u> <u>340円</u>	[略]	艇庫	専用使用の場合 1月につき 長さ3メートル未満の艇 長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇 長さ4.5メートル以上の艇 一般使用の場合 24時間につき 長さ3メートル未満の艇 長さ3メートル以上4.5メートル未満の艇 長さ4.5メートル以上の艇	[略] <u>2,280円</u> <u>2,875円</u> <u>3,535円</u> <u>230円</u> <u>285円</u> <u>355円</u>	[略]		
ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき 一般使用の場合 1艇24時間につき	[略] <u>2,150円</u> <u>215円</u>	[略]	ディンギーヤード	専用使用の場合 1艇1月につき 一般使用の場合 1艇24時間につき	[略] <u>2,210円</u> <u>220円</u>	[略]		
マリーナ船台	1台24時間につき	<u>500円</u>		マリーナ船台	1台24時間につき	<u>515円</u>			
電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満	<u>110円</u> <u>170円</u> <u>225円</u>		電気設備	荷役照明設備1灯 100ワットにつき 3時間未満 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満	<u>115円</u> <u>180円</u> <u>235円</u>			
	冷凍コンセント 1口1時間につき	<u>350円</u>			冷凍コンセント 1口1時間につき	<u>360円</u>			
[略]									
マリーナ多目的広場	1平方メートル 1日につき	<u>2円27銭</u>		マリーナ多目的広場	1平方メートル 1日につき	<u>2円33銭</u>			
荷さばき地、野積場及び駐車場	1平方メートル 1月につき 仮設工作物を設置する場合 その他の場合	<u>66円53銭以内で規則で定める額</u> <u>56円43銭以内で規則で定める額</u>		荷さばき地、野積場及び駐車場	1平方メートル 1月につき 仮設工作物を設置する場合 その他の場合	<u>68円43銭以内で規則で定める額</u> <u>58円4銭以内で規則で定める額</u>			
3 港湾施設用地使用料									
単	位	金	額	摘要	単	位	金	額	摘要

	使用期間 が1月以上 の場合	使用期間が 1月未満の 場合	
電柱1本1年につき	[略]	735円	[略]
電話柱1本1年につき	[略]	735円	
街灯1本1年につき	[略]	210円	
その他の柱類1本1年につき	[略]	545円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個1年につき	[略]	640円	
郵便差出箱1個1年につき	[略]	260円	
広告塔表示面積1平方メートル1年につき	[略]	1,100円	
看板	一時的に使用するもの表示面積1平方メートル1月につき	[略]	110円
	その他のもの表示面積1平方メートル1年につき		1,070円
送電塔を設置する用地1平方メートル1年につき	[略]	535円	
軌条等を設置する用地1平方メートル1年につき	[略]	630円	
線管類1メートル1年につき	外径40センチメートル未満	[略]	110円
	外径40センチメートル以上	[略]	290円
その他の工作物を設置する用地1平方メートル1月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	[略]		185円
	[略]		66円53銭以内で規則で定める額
その他の用地1平方メートル1月につき	[略]	56円43銭以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第2 (第10条の2関係)

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘要
		占用期間 が1月以上 の場合	占用期間が 1月未満の 場合	
仮設建築物	1平方メートル 1月につき	[略]	56円43銭	
栈橋、物揚場、渡船場及び係船場	1平方メートル 1年につき	[略]	125円	
漁業用工作物	同	[略]	45円14銭	
電柱	1本1年につき	[略]	735円	[略]
電話柱	同	[略]	735円	[略]
街灯	同	[略]	210円	[略]
その他の柱類	同	[略]	545円	[略]

	使用期間 が1月以上 の場合	使用期間が 1月未満の 場合	
電柱1本1年につき	[略]	755円	[略]
電話柱1本1年につき	[略]	755円	
街灯1本1年につき	[略]	215円	
その他の柱類1本1年につき	[略]	560円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個1年につき	[略]	660円	
郵便差出箱1個1年につき	[略]	270円	
広告塔表示面積1平方メートル1年につき	[略]	1,135円	
看板	一時的に使用するもの表示面積1平方メートル1月につき	[略]	115円
	その他のもの表示面積1平方メートル1年につき		1,100円
送電塔を設置する用地1平方メートル1年につき	[略]	560円	
軌条等を設置する用地1平方メートル1年につき	[略]	660円	
線管類1メートル1年につき	外径40センチメートル未満	[略]	115円
	外径40センチメートル以上	[略]	295円
その他の工作物を設置する用地1平方メートル1月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	[略]		190円
	[略]		68円43銭以内で規則で定める額
その他の用地1平方メートル1月につき	[略]	58円4銭以内で規則で定める額	[略]

[略]

別表第2 (第10条の2関係)

1 占用料

区 分	算定単位	金 額		摘要
		占用期間 が1月以上 の場合	占用期間が 1月未満の 場合	
仮設建築物	1平方メートル 1月につき	[略]	58円4銭	
栈橋、物揚場、渡船場及び係船場	1平方メートル 1年につき	[略]	130円	
漁業用工作物	同	[略]	46円43銭	
電柱	1本1年につき	[略]	755円	[略]
電話柱	同	[略]	755円	[略]
街灯	同	[略]	215円	[略]
その他の柱類	同	[略]	560円	[略]

線管類	1メートル 1年につき 外径40センチメートル 未満	[略]	<u>110円</u>	
	外径40センチメートル 以上	[略]	<u>290円</u>	
物置場	1平方メートル 1月につき	[略]	<u>11円29銭</u>	
[略]				
[略]				
2 土砂採取料				
区 分	算定単位	金 額	摘 要	
砂	1立方メートル	<u>130円</u>		
土砂	同	<u>108円</u>		
砂利	同	<u>155円</u>		
栗石	同	<u>155円</u>		
転石	直径60センチメートル未満	1個	<u>65円</u>	[略]
	直径60センチメートル以上	同	<u>108円</u>	
[略]				

線管類	1メートル 1年につき 外径40センチメートル 未満	[略]	<u>115円</u>	
	外径40センチメートル 以上	[略]	<u>295円</u>	
物置場	1平方メートル 1月につき	[略]	<u>11円61銭</u>	
[略]				
[略]				
2 土砂採取料				
区 分	算定単位	金 額	摘 要	
砂	1立方メートル	<u>134円</u>		
土砂	同	<u>111円</u>		
砂利	同	<u>159円</u>		
栗石	同	<u>159円</u>		
転石	直径60センチメートル未満	1個	<u>67円</u>	[略]
	直径60センチメートル以上	同	<u>111円</u>	
[略]				

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）				
種類	区分	単位	金額（円）	納期	種類	区分	単位	金額（円）	納期
[略]				[略]	[略]				[略]
公園 施設の管 理許 可に よる 使用 料	県立平 和台公 園	レストハウ ス	1平方メー トル1月に つき	<u>240</u>	公園 施設の管 理許 可に よる 使用 料	県立平 和台公 園	レストハウ ス	1平方メー トル1月に つき	<u>250</u>
[略]					[略]				
第3 条第 1項 各号 に掲 げる 行為	物品販売（硬式野球 場の売店における物 品販売を除く。） 募金その他これらに 類する行為	1日につき	<u>220</u>	[略]	第3 条第 1項 各号 に掲 げる 行為	物品販売（硬式野球 場の売店における物 品販売を除く。） 募金その他これらに 類する行為	1日につき	<u>230</u>	[略]
								<u>185</u>	

の許可による使用料	業として行う映画の撮影		9,945	備考 1～8 [略] 9 1月未満の都市公園の占用許可に係る使用料は、金額の欄に掲げる金額に1.05を乗じて得た額とする。	
	興行		4,375		
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき		21,000
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス			35,000
	その他のもの	表示面積1平方メートル1日につき	1,700		
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1日につき	4,375		

の許可による使用料	業として行う映画の撮影		10,230	備考 1～8 [略] 9 1月未満の都市公園の占用許可に係る使用料は、金額の欄に掲げる金額に1.08を乗じて得た額とする。	
	興行		4,500		
	広告物の掲出	硬式野球場のグラウンドフェンスに設けるもの	表示面積1平方メートル1年につき		21,600
		内野側グラウンドフェンス 外野側グラウンドフェンス			36,000
	その他のもの	表示面積1平方メートル1日につき	1,750		
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		1日につき	4,500		

別表第2 (第10条関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考
宮崎県総合運動公園使用料	軟式野球場	1面1時間につき		[略]	1～5 [略] 6 水泳場、トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうちプールAにあっては 315円、水泳場のうちプールBにあっては 215円、トレーニング場のうち体育館にあっては 745円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては 105円、屋内練習場にあっては 3,720円を加えた額とする
		児童生徒	400		
	サッカー場	児童生徒	800		
		その他の者			
	運動広場	1面1時間につき			
児童生徒		210			
補助球技場	1面1時間につき				
	児童生徒	210			
陸上競技場	1面1時間につき				
	児童生徒	420			
第二陸	団体が使用する場合	1時間につき	1,210		
	児童生徒 その他の者 [略]		2,420		

別表第2 (第10条関係)

種類	区分	単位	金額 (円)	納期	備考	
宮崎県総合運動公園使用料	軟式野球場	1面1時間につき		[略]	1～5 [略] 6 水泳場、トレーニング場又は屋内練習場を使用する者が照明設備を使用する場合の使用料は、当該金額の欄に掲げる金額に、1時間につき水泳場のうちプールAにあっては 320円、水泳場のうちプールBにあっては 220円、トレーニング場のうち体育館にあっては 770円、トレーニング場のうちウェイトトレーニング場にあっては 110円、屋内練習場に加えた額とする	
		児童生徒	410			
	サッカー場	児童生徒	820			
		その他の者				
	運動広場	1面1時間につき				
児童生徒		220				
補助球技場	1面1時間につき					
	児童生徒	220				
陸上競技場	1面1時間につき					
	児童生徒	430				
第二陸	団体が使用する場合	1時間につき	1,250			
	児童生徒 その他の者 [略]		2,490			

上競技場	300 メー トル 競技 場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	330	。 7 庭球場を使用 する者が照明設 備を使用する場 合の使用料は、 当該金額の欄に 掲げる金額に、 30分(30分に満 たない端数があ るときは、その 端数は30分とす る。)につき 2 50円を加えた額 とする。 8～11 [略]	上競技場	300 メー トル 競技 場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	340	。 7 庭球場を使用 する者が照明設 備を使用する場 合の使用料は、 当該金額の欄に 掲げる金額に、 30分(30分に満 たない端数があ るときは、その 端数は30分とす る。)につき 2 60円を加えた額 とする。 8～11 [略]
	投て き場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	170			投て き場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	180	
	第三競 技場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	440			第三競 技場	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 [略]	460	
水泳場	室内 プー ルA (温 水)	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 個人が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者	1,390		水泳場	室内 プー ルA (温 水)	団体が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者 個人が使用 する場合 1時間 につき 児童生 徒 その他 の者	1,430	
	室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	2,780			室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	2,860	
	室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	100			室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	110	
室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	200	室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	210				
室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	690	室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	710				
室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	1,380	室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体	1,420				
室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体		室内 プー ルA (冷 水)	児童生徒 の団体 その他の 団体					

ニング場	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 310	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 310	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 320	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 320
	その他 の者 620 [略]			
ウェイトトレーニング場	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 310 その他 の者 620 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 320 その他 の者 640 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 320 その他 の者 640 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 320 その他 の者 640 [略]
ゲートボール場	1面1時間につき 児童生徒 140 その他の 者 280	1面1時間につき 児童生徒 150 その他の 者 290	1面1時間につき 児童生徒 150 その他の 者 290	1面1時間につき 児童生徒 150 その他の 者 290
屋内練習場	1時間につき 児童生徒 690 その他の 者 1,380	1時間につき 児童生徒 710 その他の 者 1,420	1時間につき 児童生徒 710 その他の 者 1,420	1時間につき 児童生徒 710 その他の 者 1,420
合宿所	1人1泊につき 小学校児童及び中 学校生徒 315	1人1泊につき 小学校児童及び中 学校生徒 320	1人1泊につき 小学校児童及び中 学校生徒 320	1人1泊につき 小学校児童及び中 学校生徒 320
	高等学校 生徒 420	高等学校 生徒 430	高等学校 生徒 430	高等学校 生徒 430
	その他の 者 955	その他の 者 980	その他の 者 980	その他の 者 980
自転車競技場	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 580 その他 の者 1,160 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 600 その他 の者 1,190 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 600 その他 の者 1,190 [略]	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 600 その他 の者 1,190 [略]
ホッケー場	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 230	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 240	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 240	団体を使用する場合 1時間につき 児童生徒 240

	その他 の者 [略]	460					その他 の者 [略]	470
	[略]						[略]	
駐車場	1 利用につ き 乗合型自 動車	[略]				駐車場	1 日につき 普通自動 車(乗員 定員11人 以上のも の) 普通自動 車(乗員 定員10人 以下のも の) 大型特殊 自動車	[略] 300 600
	大型特殊 自動車	600						
	普通自動 車 [略]	300						
会議室	1 時間につ き	1,100				会議室	1 時間につ き	1,130
競技器 具 [略]						競技器 具 [略]		
トラ ンポ リン	1 台 1 時間 につき	190				トラ ンポ リン	1 台 1 時間 につき	200
バス ケッ トボ ール ゴール	1 組 1 時間 につき	190				バス ケッ トボ ール ゴール	1 組 1 時間 につき	200
ハン ドボ ール ゴール	1 組 1 時間 につき	190				ハン ドボ ール ゴール	1 組 1 時間 につき	200
写真 判定 装置	1 式 1 時間 につき	2,320				写真 判定 装置	1 式 1 時間 につき	2,390
体操 用器 械器 具 [略]	[略]					体操 用器 械器 具 [略]	[略]	
	1 式 1 時間 につき	370					1 式 1 時間 につき	380
競技 器具 1 式	1 時間につ き	750				競技 器具 1 式	1 時間につ き	770
放送器 具 固定 式	アマチュア スポーツに 使用する場					放送器 具 固定 式	アマチュア スポーツに 使用する場	

	合	1 時間につき	750				合	1 時間につき	770		
	移動式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合					移動式	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
		1 時間につき	1,500					1 時間につき	1,540		
		アマチュアスポーツに使用する場合						アマチュアスポーツに使用する場合			
		1 時間につき	370					1 時間につき	390		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合						アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
		1 時間につき	750					1 時間につき	770		

(注) 1・2 [略]

3 駐車場の使用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第 319号)第 1 条の 7 に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、乗合型自動車とみなして適用する。

4 [略]

付表 1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	専用使用の場合			[略]
	1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	820 1,640		
柔道場	専用使用の場合			
	1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	610 1,220		
剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	360 720		

(注) 1・2 [略]

3 駐車場の使用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第 319号)第 9 条第 6 号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、普通自動車 (乗員定員11人以上のもの)とみなして適用する。

4 [略]

付表 1 (武道館関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
主道場	専用使用の場合			[略]
	1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	850 1,690		
柔道場	専用使用の場合			
	1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	630 1,250		
剣道場 副道場 相撲場 弓道場 (近的) 弓道場 (遠的)	専用使用の場合 1 時間につき 児童生徒 その他の者 [略]	370 740		

トレー ニング ルーム	1 人 2 時間ま で [略] その他の者	<u>350</u>	トレー ニング ルーム	1 人 2 時間ま で [略] その他の者	<u>360</u>
会議室 大会 議室	1 時間につき	<u>1,450</u>	会議室 大会 議室	1 時間につき	<u>1,490</u>
中会 議室		<u>360</u>	中会 議室		<u>370</u>
小会 議室		<u>240</u>	小会 議室		<u>250</u>
附帯設 備器具 [略]			附帯設 備器具 [略]		
バド ミン トン コー トシ ート	一式 1 時間 につき	<u>350</u>	バド ミン トン コー トシ ート	一式 1 時間 につき	<u>360</u>
[略]			[略]		
放送 器具 固 定 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>700</u>	放送 器具 固 定 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>720</u>
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>1,400</u>		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>1,440</u>
移 動 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>350</u>	移 動 式	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1 時間につ き	<u>360</u>
	アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>700</u>		アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1 時間につ き	<u>720</u>
[略]			[略]		
照明 設備	専用使用の場 合 1 時間につ き		照明 設備	専用使用の場 合 1 時間につ き	
	主道場	<u>2,400</u>		主道場	<u>2,470</u>
	柔道場	<u>1,010</u>		柔道場	<u>1,040</u>
	剣道場	<u>710</u>		剣道場	<u>730</u>
	副道場			副道場	
	相撲場			相撲場	
	弓道場 (近 的)			弓道場 (近 的)	

冷房 設備	弓道場 (遠的)			冷房 設備	弓道場 (遠的)		
	1時間につき				1時間につき		
	主道場	5,720			主道場	5,880	
	柔道場	1,800			柔道場	1,850	
	剣道場 副道場 相撲場	1,110			剣道場 副道場 相撲場	1,140	
	[略]				[略]		
	会議室				会議室		
	大会議室	1,560			大会議室	1,600	
	中会議室	340			中会議室	350	
	[略]				[略]		
暖房 設備	1時間につき			暖房 設備	1時間につき		
	主道場	4,320			主道場	4,440	
	柔道場	1,410			柔道場	1,450	
	剣道場 副道場 相撲場	890			剣道場 副道場 相撲場	920	
	[略]				[略]		
	会議室				会議室		
	大会議室	1,050			大会議室	1,080	
	中会議室	230			中会議室	240	
	[略]				[略]		

[略]

付表 2 (硬式野球場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
グラウンド	入場料を徴収するとき		[略]	
	1時間につき			
	児童生徒の団体の場合	1,200		
	その他の団体の場合	2,400		
	アマチュアスポーツ以外に使用するとき	24,000		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき			
	全日			
	児童生徒の団体の場合	最高入場料の50人分に相当する額 (その額が13,200円に満たない場合は、13,200円)		
	その他の団体の場合	最高入場料の100人分に相		

[略]

付表 2 (硬式野球場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考
グラウンド	入場料を徴収するとき		[略]	
	1時間につき			
	児童生徒の団体の場合	1,240		
	その他の団体の場合	2,470		
	アマチュアスポーツ以外に使用するとき	24,690		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき			
	全日			
	児童生徒の団体の場合	最高入場料の50人分に相当する額 (その額が13,580円に満たない場合は、13,580円)		
	その他の団体の場合	最高入場料の100人分に相		

		アマチュアスポーツ以外に使用するとき 全日	当する額 (その額が <u>26,400</u> 円に満たない場合は、 <u>26,400</u> 円) 最高入場料の 300 人分に相当する額 (その額が <u>264,000</u> 円に満たない場合は、 <u>264,000</u> 円)					当する額 (その額が <u>27,150</u> 円に満たない場合は、 <u>27,150</u> 円) 最高入場料の 300 人分に相当する額 (その額が <u>271,540</u> 円に満たない場合は、 <u>271,540</u> 円)
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1 時間につき		<u>34,000</u>		照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1 時間につき		<u>34,970</u>
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1 時間につき		<u>170,000</u>			アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1 時間につき		<u>174,860</u>
会議室	1 時間につき				会議室	1 時間につき		
大会議室			<u>940</u>		大会議室			<u>970</u>
中会議室			<u>280</u>		中会議室			<u>290</u>
スコアボード	1 時間につき		<u>700</u>		スコアボード	1 時間につき		<u>720</u>
ミーティング室	1 時間につき		<u>620</u>		ミーティング室	1 時間につき		<u>640</u>
[略]					[略]			
売店	1 箇所全日につき				売店	1 箇所全日につき		
内野スタンド内の売店			<u>437</u>		内野スタンド内の売店			<u>450</u>
外野スタンド内の売店			<u>625</u>		外野スタンド内の売店			<u>640</u>
附帯設備器具					附帯設備器具			
[略]					[略]			
放送器具	アマチュアスポーツに使用する場合 1 時間につき		<u>720</u>		放送器具	アマチュアスポーツに使用する場合 1 時間につき		<u>740</u>
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1 時間につき		<u>1,430</u>			アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1 時間につき		<u>1,470</u>
冷房設備	1 時間につき				冷房設備	1 時間につき		

暖房設備	大会議室 [略]	<u>510</u>
	ミーティン グ室 [略]	<u>260</u>
	1時間につき 大会議室 [略]	<u>460</u>
	ミーティン グ室 [略]	<u>240</u>

[略]

付表 3（第二硬式野球場関係）

区分	単位	金額（円）	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き		[略]
			<u>560</u>	
			<u>1,120</u>	
			<u>1,820</u>	
会議室	1時間につき	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日		
			<u>1,120</u>	
			<u>11,200</u>	
			最高入場料の 300人分に相 当する額（そ の額が <u>78,400</u> 円に満たない 場合は、 <u>78,4</u> <u>00円</u> ）	
スコアボ ード	1時間につき	<u>220</u>		
附帯設備器 具				
放送器具	1時間につき	<u>220</u>		

[略]

暖房設備	大会議室 [略]	<u>520</u>
	ミーティン グ室 [略]	<u>270</u>
	1時間につき 大会議室 [略]	<u>470</u>
	ミーティン グ室 [略]	<u>250</u>

[略]

付表 3（第二硬式野球場関係）

区分	単位	金額（円）	納期	備考
グラ ウン ド	入場 料を 徴収 する 場合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き		[略]
			<u>580</u>	
			<u>1,150</u>	
			<u>1,870</u>	
会議室	1時間につき	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 その他の 団体 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日		
			<u>1,150</u>	
			<u>11,520</u>	
			最高入場料の 300人分に相 当する額（そ の額が <u>80,640</u> 円に満たない 場合は、 <u>80,6</u> <u>40円</u> ）	
スコアボ ード	1時間につき	<u>230</u>		
附帯設備器 具				
放送器具	1時間につき	<u>230</u>		

[略]

付表 4 (屋内運動場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考	
ア リ ー ナ	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 2,200 その他の 団体 2,400 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き 24,000		[略]	
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 2,400 その他の 団体 4,800 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日 最高入場料の 100人分(そ の額が 264,0 00円に満た ない場合は、2 64,000円)		
		照 明 設 備	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き 3,000 アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き 15,000		
会 議 室	1時間につき				
会 議 室 1		210			
会 議 室 2		190			
[略]					
附 帯 設 備 器 具					
[略]					
放 送 器 具	アマチュアス ポーツに使用 する場合				

付表 4 (屋内運動場関係)

区分	単位	金額 (円)	納期	備考	
ア リ ー ナ	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 1,240 その他の 団体 2,470 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 1時間につ き 24,690		[略]	
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアス ポーツに使用 するとき 1時間につ き 児童生徒 の団体 2,470 その他の 団体 4,940 アマチュアス ポーツ以外に 使用するとき 全日 最高入場料の 100人分(そ の額が 271,5 40円に満た ない場合は、2 71,540円)		
		照 明 設 備	アマチュアス ポーツに使用 する場合 1時間につ き 3,090 アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合 1時間につ き 15,430		
会 議 室	1時間につき				
会 議 室 1		220			
会 議 室 2		200			
[略]					
附 帯 設 備 器 具					
[略]					
放 送 器 具	アマチュアス ポーツに使用 する場合				

	1 時間につき	720			1 時間につき	740		
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合				アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
	1 時間につき	1,430			1 時間につき	1,470		
[略]					[略]			
冷房設備	1 時間につき			冷房設備	1 時間につき			
	会議室 1	470			会議室 1	480		
	会議室 2	470			会議室 2	480		
	内野側	9,040			内野側	9,300		
	外野側	830			外野側	850		
暖房設備	1 時間につき			暖房設備	1 時間につき			
	会議室 1	420			会議室 1	430		
	会議室 2	420			会議室 2	430		
	内野側	9,250			内野側	9,510		
	外野側	760			外野側	780		
[略]				[略]				

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

公営企業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第1条 宮崎県電気事業の企業債償還費、漏水等による欠損補てん費、修繕費及び退職給与費等に充てる資金を積み立て、経営の安定を図るため、公営企業基金（以下「基金」という。）を設置する。	第1条 宮崎県電気事業の企業債償還費、漏水等による欠損補てん費、修繕費（ <u>数事業年度ごとに定期的に行われる大規模修繕のための修繕費に限る。以下同じ。</u> ）及び退職給付費に充てる資金を積み立て、経営の安定を図るため、公営企業基金（以下「基金」という。）を設置する。
(種類及び積立て)	(種類及び積立て)
第2条 基金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を積み立てるものとする。	第2条 基金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を積み立てるものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>修繕準備基金</u> <u>修繕準備引当金</u> に相当する額	(3) <u>特別修繕基金</u> <u>特別修繕引当金</u> に相当する額
(4) <u>退職給与基金</u> <u>退職給与引当金</u> に相当する額	(4) <u>退職給付基金</u> <u>退職給付引当金</u> に相当する額
(<u>取りくずし</u>)	(<u>取崩し</u>)
第5条 基金は、次の各号に掲げる場合においては、取りくずすことができる。	第5条 次の各号に掲げる基金は、それぞれ当該各号に定める場合においては、 <u>取り崩す</u> ことができる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>修繕準備基金</u> <u>修繕準備引当金</u> を取りくずして修繕費の財源に充てるとき。	(3) <u>特別修繕基金</u> <u>修繕費</u> の財源に充てるとき。
(4) <u>退職給与基金</u> <u>退職給与引当金</u> を取りくずして退職給与金の財源に充てるとき。	(4) <u>退職給付基金</u> <u>退職給付費</u> の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第8条、第15条関係）		別表（第8条、第15条関係）	
区分	1人18ホールにつき	区分	1人18ホールにつき
月曜日から金曜日まで （休日は除く。）	<u>3,085円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,405円</u> ）	月曜日から金曜日まで （休日は除く。）	<u>3,174円</u> （65歳以上の者にとっては、 <u>2,474円</u> ）
土曜日、日曜日及び休日	<u>5,115円</u>	土曜日、日曜日及び休日	<u>5,261円</u>
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(料金等)		(料金等)	
第6条 [略]		第6条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
3 前項に規定する料金のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号及び第8号に該当しない行為に係るものの額は、同項に規定する額に当該額の <u>1,000分の34</u> に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。		3 前項に規定する料金のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号及び第8号に該当しない行為に係るものの額は、同項に規定する額に当該額の <u>1,000分の49</u> に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	
4～6 [略]		4～6 [略]	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
料 金 等	単 位	金 額	金 額
1 病室使用料	1日につき	<u>1万2,600円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	<u>12,960円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
2 非紹介患者初診加算料	1件につき	<u>2,625円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	<u>2,700円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]		[略]	
4 文書作成手数料	1通につき	<u>4,200円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	<u>4,320円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
5 ポリオワクチン予防接種手数料	1回につき	<u>5,500円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額	<u>5,658円</u> を超えない範囲内において管理者が定める額
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。